

平成26年3月31日

総務大臣  
新藤義孝殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成26年1月29日付け諮問第3063号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添2において対応する当審議会の考え方）。
  - (1) NTT東西に対し、接続料の適正性を確保する観点から、平成26年度から平成28年度までの半期ごとの加入光ファイバの芯線数の状況について、各期間経過後2か月以内に総務省に報告することを要請すること（考え方7）。
  - (2) 本件申請における各年度の予測需要が実績と乖離する可能性も排除できないため、NTT東西に対し、実績需要に応じたコスト削減の取組について検討し、次年度の接続料に係る接続約款の変更認可申請時まで総務省に報告することを要請すること（考え方7）。
  - (3) NTT東西に対し、光配線区画の見直し状況について、毎年6月末及び12月末までに総務省に報告するとともに、エントリーメニューの利用状況について、毎年12月末まで

に総務省に報告することを要請すること（考え方8）。

## 接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
- ・地方特別法人税
- ・法人税
- ・道府県民税
- ・市町村民税
- ・復興特別法人税(2.55%→0%\*)

H26年度  
以降

※ 平成26年3月20日「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立により一年前倒して終了

本件申請においては、復興特別法人税が平成26年度にも適用されることを前提に接続料が算定されているが、平成26年3月20日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立し、復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することが確定したため、平成26年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)

## 1. 総論

意 見	再 意 見	考 え 方
<p>意見1 FTTH市場の活性化を通じて国民利便の向上を図るためには、加入光ファイバ接続料の更なる低廉化が必要。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進んでいる中、光ファイバ等の新しいサービスへの円滑な移行や世界最高レベルのインフラ整備を実現するためには、公正な競争環境を整備し、中長期的に持続可能な設備競争を通じて、インフラの強化やサービスの高度化を図っていくとともに、多様な事業者により低廉な料金と革新的なサービスといった「利益」が国民に還元されることが必要と考えます。</p> <p>しかしながら、FTTH 市場においては、NTT 東・西が市場の約 7 割を占め、未だ公正な競争環境が確保されているとは言えません。競争事業者は、NTT 東・西が保有するボトルネック設備や光配線区画情報の利用が不可欠ですが、未だ NTT 東・西と接続事業者間で完全に同等な利用環境となっていない状況です。また、光ファイバ接続料水準も低廉化傾向にあるとは言え、競争促進、国民利便向上の観点からは、更なる低廉化が必要と考えます。</p> <p>したがって、接続料水準の継続的な低廉化を図るとともに、NTT 東・西が保有するボトルネック設備の利用において、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、光配線区画等の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を押し進めることが重要です。</p>	<p>○ 今回認可申請された加入光ファイバ接続料は、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しにより、本来のコストであれば今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、激変緩和措置を講ずることで、低廉化傾向が維持されている状況となっています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 国民生活に不可欠な社会活動の基盤やあらゆる産業における経済活動の基盤としての役割を担うブロードバンドの普及を更に促進していくためには、多様な事業者による新規参入、料金の低廉化、サービスの多様化が不可欠である。FTTH サービスについては、引き続き、市場の更なる活性化を図るため、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月。以下「メタル検討会報告書」という。)を踏まえた適切な激変緩和措置を講じつつ、加入光ファイバ接続料の低廉化が図られるよう、NTT東西においては、引き続きコスト削減に努めていくことが適当である。</p>

<p>(KDDI)</p> <p>○ 平成26年度から28年度までの3年間の算定期間とする「将来原価方式」の採用につきましては賛同致します。しかしながら、今回申請がなされている接続料金につきましては、過年度と比較して低廉化傾向が緩やかになっており、市場の活性化を図るためには光ファイバ接続料金のさらなる低廉化が必要であると考えます。</p> <p>(ソネット)</p>		
--	--	--

## 2. 需要予測・設備コストの予測に係る意見

意見	再意見	考え方
<p>意見2 FTTH市場の拡大が継続していることに鑑みれば、加入光ファイバの需要を積極的に見込むことが必要。</p> <p>○ 光ファイバの需要については、市場の拡大が継続していることを鑑みても積極的に需要を見込む必要があると考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>再意見2</p> <p>○ 今回の申請においては、光ファイバ需要の伸びが鈍化している中、合理的な範囲で、自社他社問わずに需要拡大を最大限積極的に見積もって算定しており、これ以上の需要の上積みは適切ではないと考えています。</p> <p>なお、今回の申請においても、これまでと同様にコスト削減等を最大限織り込み算定していますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき、光ファイバとメタル間の配賦方法の見直しを行ったことにより、接続料の低廉化傾向は緩やかになっています。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 本件申請において用いられている加入光ファイバの需要のうち、NTT東西利用分の予測については、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、平成25年度事業計画における純増数と同数の純増を各年度において見込んでおり、一定程度の積極的な需要見積もりが行われているものと認められる。</p> <p>○ また、他事業者利用分の需要予測については、①シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、②シェアアクセス方式では平成25年度における分岐端末回線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込んでいるものと認められる。</p>

		<p>○ NTT東西が本件申請において用いている加入光ファイバの需要予測は、単にこれまでの利用状況や市場動向を踏まえるだけでなく、電気通信市場全体の今後の環境変化等も予測し、ダークファイバの需要を含め、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込んだものになっていると認められる。</p>
意見3 光ファイバケーブルの耐用年数については、実態に即して見直すことが必要。	再意見3	考え方3
<p>○ メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数(13年)を超えて利用されているケーブルが多数存在したことがNTT東西殿の調査から明らかになったため、平成25年度より使用実態に近い耐用年数として架空28年、地下36年に見直される結果となりました。</p> <p>上記の考え方と同様に、加入光ファイバ接続料に係る設備(光ファイバ等)についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数(架空15年、地下21年)と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の算定に用いられる光ファイバケーブルの耐用年数については、架空ケーブル15年、地下ケーブル21年となっています。一方メタルケーブルについては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」での検討の結果、平成25年度より光ファイバケーブルの2倍近い架空ケーブル28年、地下ケーブル36年となっています。</p> <p>平成25年11月28日付の接続料規則の一部を改正する省令案に対する弊社共意見書でも申し上げたとおり、ケーブルの耐用年数を決定する要因は、①ケーブルの劣化、②支障移転、③その他天災</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>なお、耐用年数の見直しにあたっては、物理的な耐久性だけではなく、例えば、技術革新による設備の陳腐化に伴う更改や支障移転等の外生的な要因による撤去といった耐久性以外の要素も考慮することがあるため、一概に素材の耐久性のみを以って比較することは出来ないものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数を見直すべきとの各社殿ご意見に賛同します。</p> <p>平成19年8月に公表された、電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書にて、「そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。」(※1)との考え方が示されている点も踏まえ、光ファイバケーブルの使用実態を調査した上で、現行の耐用年数と実際の使用年数に乖離がある場合には、実態に即した耐用年数に見直すべきと考えます。</p> <p>(※1) 平成19年8月 電気通信事業における会</p>	<p>○ 光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる。</p>

<p>や事故等と考えられますが、②の支障移転及び③のその他天災や事故等は光ファイバ、メタルとも同程度に発生すると考えられるため、この耐用年数の差は①のケーブルの劣化によるものと想定されます。</p> <p>ケーブルは被覆材と芯材から構成されますが、被覆材は光ファイバ、メタルとも同種の材料を利用しており耐久性は同程度と考えられます。芯線の材料は異なるため単純には比較できないものの、光ファイバケーブルの芯材がメタルケーブルの芯材と比較して大幅に耐久性が低いとは考えられません。NTT 東日本殿の光サービス紹介ウェブページ(※1)上には、メタルケーブルと比較した際の光ファイバケーブルのメリットとして「光ファイバーは耐久性に優れているので半永久的な利用が可能」との記載があり、NTT 東日本殿も光ケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐久性を有すると認識されているものと考えられます。</p> <p>従って、現状の加入光ファイバ接続料の算定における耐用年数には光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があり、耐久性の観点から光ファイバケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐用年数であるのが妥当と考えられることから、光ファイバケーブルの耐用年数について早急に見直す必要があります。</p> <p>※1 NTT 東日本殿ウェブページ ひかりLAN(FTTD):<a href="http://www.ntteast.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavi">http://www.ntteast.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavi</a> (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>計制度の在り方に関する研究会報告書 第5章 1. (イー・アクセス)</p> <p>○ 光ファイバは、サービス提供されてから数多くの技術革新がなされており、ケーブルの耐久性の向上等が図られていると考えられることから、光ファイバケーブル(中継区間、地下、架空、ドロップ、屋内)等光ファイバに係る設備の耐用年数について、改めて実態調査を行い、その結果を踏まえ見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
---	---	--

### 3. 配賦方法の見直しに伴う加入光ファイバ接続料への影響の緩和措置に係る意見

意見	再意見	考え方
<p>意見4 光ファイバの設備コストを根拠としない恣意的な接続料設定は公正な競争環境を阻害するため行うべきではない。また、激変緩和措置については、公正な競争環境を阻害することがないかという観点で厳正に審査され、その審査内容は公の場で十分議論されるべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。</p> <p>今回の接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該報告書(案)への意見に対する総務省殿考え方(考え方16)において、「影響緩和措置をとる場合においては、接続料の認可申請を受けて、総務省において影響緩和措置の合理性を含め審査がなされることとなる。」とあります。光ファイバ接続料が競争環境に与える影響を鑑み、当該措置の合理性については、メタル回線と光ファイバの両接続料について低廉化となっているかどうか、という単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたって厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。</p> <p>(ケイ・オブティコム)</p>	<p>○ 平成26年度及び平成27年度の配賦見直し後の加入者光ファイバの料金が現行接続料を上回る水準となったことから、「メタル回線のコストの在り方について」報告書を踏まえ、加入者光ファイバからメタル回線に影響緩和措置を行っているものであり、恣意的な接続料の設定を行っているものではありません。</p> <p>なお、本報告書において、加入者光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、以下の通りとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、配賦方法の見直しの影響を受ける、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準を基準として考慮することが適当</li> <li>・ 加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の要否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当</li> <li>・ 配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しは接続会計に反映されるところ、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランス</li> </ul>	<p>○ 本件申請では、メタル検討会報告書を踏まえ、平成26年度と平成27年度の接続料について、配賦方法を見直した影響を緩和するための措置等が講じられている。</p> <p>当該措置については、総務省において、「接続料が接続料規則に定めた方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」(電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号)第15条(2))を審査する中で、①激変緩和措置の規模が配賦方法の見直しの影響額の範囲内であるか否か、②平成26年度から平成28年度までの接続料を年度ごとに低廉化するように激変緩和措置を行うことが妥当であるか否か、③平成26年度及び平成27年度の加入光ファイバ接続料が前年度と比較して上昇しているか否かについて検討され、一定の合理性が認められるとされたものであり、メタル検討会報告書の趣旨に鑑み、当該措置は妥当なものと考えられる。</p>

<p>○ 設備コストと乖離した恣意的な接続料設定は公正な競争を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、設備競争や技術革新が起これらに、結果として、国民が不利益を被ることに繋がることから、実施すべきではありません。</p> <p>影響緩和措置の合理性については、接続料の低廉化チェックだけではなく、当該措置が競争環境に与える影響を十分に考慮し、審査されるべきであり、その審査内容についても、審議会や接続委員会等の公の場で議論することが重要と考えます。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p>	<p>をとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見5 ドライカッパ接続料を抑制するために光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は本来取るべきではない。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、日本再興戦略でも、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについては、更なるマイグレーションの促進や競争促進のためにも、継続的な低廉化が必要です。</p> <p>今回申請された平成 26 年度以降の加入光ファイバ接続料は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに引き続き低廉化傾向が維持されていますが、本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、ドライカッパ接続料を抑制するために、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しより、接続料が前年度と比べ上昇してしまうところを、激変緩和措置を講ずることによって、低廉化傾向が維持されている状況となっています。</p> <p>ドライカッパ接続料を抑制するためには、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申からの要請にあるとおり、一義的には、NTT 東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は</p>	<p>○ 「本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた」とは何を意味しているのか不明ですが、今回申請した加入者光ファイバの接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第4章第2節(3)において適切とされている配賦基準の見直しを反映して算定を行っているものであり、当社としては、適正な原価に基づいて、接続料算定を行っています。</p> <p>したがって、今回の配賦方法の見直しを捉えて、「光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応」というご指摘には当たらないものと考えます。</p> <p>また、ドライカッパ接続料の抑制にあたっては、従前からの新規投資の抑制等に加え、業務実施方法の見直しによる設備点検業務や故障修理業務の効率化、開通系システムの改善による事務処理稼働の削減、といった取り組みにより、引き続きアクセス回線に係るコスト削減に努めていく考えです。</p> <p>しかしながら、こうしたコスト削減努力を前提と</p>	<p>○ 考え方4のとおり。</p>

<p>本来取るべきではないと考えます。 (KDDI)</p>	<p>しても、メタル回線需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>なお、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第1章においても、「メタル回線については、今回のコストの見直しを実施しても、今後も急激な需要の減少が続く場合には、接続料が上昇となる可能性が高い」とされています。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見6 乖離額調整により加入光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回る必要がないようにすることが必要。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 平成 27 年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整によって今回申請された料金よりも上昇し、前年度を上回る可能性があります。</p> <p>マイグレーションが進展している状況の中、移行先の 1 つである光ファイバ接続料が上昇するようであれば、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方のユーザー利便を損なう恐れがあると考えます。</p> <p>したがって、乖離額調整により光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回る必要がないようにすることが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 原則、適正な原価に基づき各機能の接続料を算定することが適切であると考えますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書において、配賦方法の見直しを行った結果、加入者光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、影響緩和措置を実施することとされたことから、今回は例外的にメタル回線との間で影響緩和措置を実施したものです。したがって、このような措置は最小限にとどめる必要があり、既に今回の申請において影響緩和措置を行っていることから、基本的にはこれ以上の追加の影響緩和措置を実施すべきではないと考えます。</p> <p>また、平成27年度以降の接続料において、仮に加入者光ファイバ接続料が前年を上回った場合、メタル回線に追加的な負担を求めるといった影響緩和措置を再度実施することは、関係事業者の理解を得ることが困難になると想定されます。</p> <p>したがって、平成27年度以降の接続料において、平成25年度以降に発生する乖離額調整については、今回申請した影響緩和額は変えずに、加入者光ファイバとメタル回線のそれぞれで実施す</p>	<p>○ 接続料原価は、本来、機能ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費等を基に算定することが原則とされているが(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第8条第1項)、メタル検討会報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、本件申請における加入光ファイバ接続料が前年よりも上昇することが見込まれたため、本件申請に当たっては、この原則の例外として、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとるため、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する激変緩和措置を講ずる申請(接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請)が本件申請に併せ行われたものである。</p> <p>接続料が前年度を上回った場合に追加的な激変緩和措置を講じるべきとの意見については、例えば、平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。</p>

	ることが適切であると考えています。 (NTT東西)	
--	------------------------------	--

#### 4. 乖離額調整に係る意見

意見	再意見	考え方
意見7 NTT東西の効率化の効果が無効となるため、将来原価方式における乖離額調整は、原則として認めるべきではない。	再意見7	考え方7
<p>○ 将来原価方式は申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものです。また将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうことになるため、原則として認めるべきではないと考えます。</p> <p>仮に接続事業者の需要に係る不確定要素が大きい等により特例を認めるとしても、従来のように無条件ですべての乖離額を調整する方式ではなく、乖離が発生した要因を詳細に検証し、NTT 東西殿のフレッツ光等の販売が振るわず需要予測が下回った場合やコスト削減が計画通り進まなかった場合等 NTT 東西殿に起因する要因に係る部分については乖離額調整を認めないといった対応が必要であると考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にIPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を十分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、今回の接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>仮に、こうした差額を調整する仕組みが存在せず、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、申請者としては、自社他社ともに将来需要は極めて慎重に見積らざるを得ず、申請</p>	<p>○ 現行接続料規則上、将来原価方式における調整額は0と規定(接続料規則第12条の2第1項)されており、乖離額調整は認められていない。</p> <p>これは、将来原価方式においては、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており(接続料規則第14条第2項ただし書)、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定し、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合には予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものである等の考え方に基づくものである。</p> <p>○ NTT東西は、今回の接続料算定に当たり、自社利用芯線数については、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要の見積もりを行っており、他事業者利用芯線数について、①シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、②シェアアクセス方式では平成25年度における分岐端末回線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。</p> <p>一方で、本件申請接続料の算定期間において</p>

	<p>料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>また、費用や投資についても、積極的に見積もった需要を基に、最小限となるように効率化や単価低減を織り込んで算定していますが、需要の場合と同様に、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、費用や投資についても極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社の利用部門が負担しており、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。したがって、当社としては、効率的な業務運営を行う必要があるため、このような業務運営を行った結果として乖離額が発生した場合は、当社も含めた利用事業者にて応分に負担すべきものと考えています。</p> <p>なお、平成22年度実績で▲58億円、平成23年度実績で▲65億円をそれぞれ翌々期の接続料原価を引き下げる調整を行っています。 (NTT東日本)</p> <p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にIPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を応分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度</p>	<p>は、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。</p> <p>○ ただし、接続料の適正性を確保する観点から、NTT東西においては、平成26年度から平成28年度までの半期ごとの加入光ファイバの芯線数の状況について、各期間経過後2か月以内に総務省に対し報告を行うことが適当である。(要請)</p> <p>また、本件申請における各年度の予測需要が実績と乖離する可能性も排除できないため、NTT東西においては、実績需要に応じたコスト削減の取組について検討し、次年度の接続料に係る接続約款の変更認可申請時までには総務省に対し報告を行うことが適当である。(要請)</p>
--	--	--

	<p>の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、今回の接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>仮に、こうした差額を調整する仕組みが存在せず、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、申請者としては、自社他社ともに将来需要は極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>また、費用や投資についても、積極的に見積もった需要を基に、最小限となるように効率化や単価低減を織り込んで算定していますが、需要の場合と同様に、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、費用や投資についても極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社の利用部門が負担しており、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。したがって、当社としては、効率的な業務運営を行う必要があるため、このような業務運営を行った結果として乖離額が発生した場合は、当社も含めた利用事業者にて応分に負担すべきものと考えています。</p> <p>なお、平成22年度実績で▲61億円、平成23年度実績で▲60億円をそれぞれ翌々期の接続料原価を引き下げる調整を行っています。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 乖離額調整制度を認めた場合には、「NTT東西</p>	
--	---	--

	<p>殿のコスト削減インセンティブが十分に機能しない」ことや、「接続事業者の予見性が確保出来ない」といった課題があることから、ソフトバンク殿ご指摘の通り、基本的には認めるべきではないと考えます。</p> <p>ただし、仮に乖離額調整制度をやむを得ず認める場合には、乖離額発生要因の適正性について十分な検証が必要であり、そのためには、「NTT東西殿によるコスト削減施策とその効果」等の情報を開示いただく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
--	--	--

## 5. 光配線区画に係る意見

意見	再意見	考え方
<p>意見8 光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があるため、速やかに1光配線区画当たりの世帯数の適正化を実施すべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>現在、NTT 東・西の公開情報には、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」が掲載されており、最新の H25 年 9 月末時点の1光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT 東日本で約 58、NTT 西日本で約 37 となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えべきではありません。弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、未だに NTT 東日本で約 31 世帯、NTT 西日本で約 24 世帯程度であり、NTT 東・西が主張する平均 50 世</p>	<p>○ 当社は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上で、より効率的に設備運営を行えるよう光配線区画を設定しています。</p> <p>大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせることにより、接続事業者はシェアアクセス方式を用いて各世帯にサービス提供することが可能となっております。</p> <p>また、小・中規模マンションの場合は、周辺の戸建て住宅とマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前</p>	<p>○ NTT東西は、平成24年3月29日付け当審議会答申を踏まえ、光配線区画の見直しを実施しているが、接続事業者より、依然として光配線区画の適正化を求める意見があることを踏まえると、総務省において、光配線区画の見直しの状況を引き続き注視することが適当である。このため、NTT東西においては、光配線区画の見直し状況について、引き続き、毎年6月末及び12月末までに総務省に報告を行うことが適当である。</p> <p>(要請)</p> <p>また、上記答申において、光配線区画の見直しが完了するまでの間の補完的措置としたエントリーメニューについても、総務省において、利用状況を注視することが適当であることから、NTT東西においては、エントリーメニューの利用状況について、引き続き、毎年12月末までに総務省</p>

<p>帯、40 世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ シェアドアクセス方式においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数が接続事業者の事業の採算に大きく影響を及ぼすため、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要であると考えます。しかしながら、現在開示されている情報では、光配線区画の明確な範囲及び世帯数を接続事業者が認識することは困難です。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>の構内ケーブルと組み合わせる、あるいは、分岐端末回線を宅内まで引き通すことにより、接続事業者は、シェアドアクセス方式を用いて、各世帯にサービス提供することが可能となっています。</p> <p>このように、接続事業者は、マンションの規模に関わらず、シェアドアクセス方式とするかシングルスター方式とするかを自由に選択することが可能であることから、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数にマンションにおける施設数が含まれていることは適切であると考えます。</p> <p>光配線区画の拡大にあたっては、接続事業者から要望があれば、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けの新たな光配線区画を設定する考えであり、昨年実施したトライアルの結果を踏まえ、本格提供の条件について平成26年2月5日に関係事業者の方々に対して説明会を開催したところです。</p> <p>また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを行っています。</p> <p>「光配線区画の範囲」については、当社は収容局ごとに、光配線区画がカバーするエリアの住所(番地号単位)、光配線区画の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供しており、当該情報を接続事業者が地図上にプロットしていただく等の方法により、ご確認いただけるものと考えます。</p> <p>加えて、「光配線区画の世帯数」については、光配線区画ごとの加入電話等敷設数の情報を提供しており、それぞれの光配線区画に紐づく加入電話等施設数をご確認いただくことが可能です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質</p>	<p>に報告を行うことが適当である。(要請)</p>
---	--	----------------------------

の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上で、より効率的に設備運営を行えるよう光配線区画を設定しています。

大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせることにより、接続事業者はシェアアクセス方式を用いて各世帯にサービス提供することが可能となっています。

また、小・中規模マンションの場合は、周辺の戸建て住宅とマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせる、あるいは、分岐端末回線を宅内まで引き通すことにより、接続事業者は、シェアアクセス方式を用いて、各世帯にサービス提供することが可能となっています。

このように、接続事業者は、マンションの規模に関わらず、シェアアクセス方式とするかシングルスター方式とするかを自由に選択することが可能であることから、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数にマンションにおける施設数が含まれていることは適切であると考えます。

光配線区画の拡大にあたっては、接続事業者から要望があれば、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けの新たな光配線区画を設定する考えであり、接続事業者向けの光配線区画のトライアルについては、平成24年5月に関係事業者の方々に対して説明会を開催しております。

また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを

	<p>行っています。</p> <p>上記に加え、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には、新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう、取り組んでいるところです。</p> <p>「光配線区画の範囲」については、当社は収容局ごとに、光配線区画がカバーするエリアの住所（番地号単位）、光配線区画の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供しており、当該情報を接続事業者が地図上にプロットしていただく等の方法により、ご確認いただけるものと考えます。</p> <p>加えて、「光配線区画の世帯数」については、光配線区画ごとの加入電話等敷設数の情報を提供しており、それぞれの光配線区画に紐づく加入電話等施設数をご確認いただくことが可能です。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施すべきという各社殿の意見に賛同します。</p> <p>光配線区画に係る収容世帯数の情報は事業を検討する上で重要な指標となります。大規模マンション等を含む数字では実態を反映していないため、まずは大規模マンション等の世帯数を除外した数値を開示するとともに、その数値に基づき配線区画の適正化を実施する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見9 光配線区画の見直し状況について、見直しの効果に係る情報を開示することが望ましい。また、見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 光配線区画の見直し状況については、見直しが完了するまでの間、半年毎に総務省にその状況を報</p>	<p>○ さらに、「見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果」及び「見直しの時期及び</p>	<p>○ 光配線区画の見直しの結果について情報開示することが必要との意見については、電気通信</p>

<p>告することになっていますが、接続事業者においても、自社が展開するビル又は展開を予定するビルにおける見直し状況は重要な情報であることから、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」に、見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果(見直しを実施した光配線区画において、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数がどれだけ向上したか等)といった情報を追加して開示することが望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 光配線区画の見直しについては、NTT 東西様により実施され、接続事業者においては、見直しの時期及び位置等の情報は通知されておりません。</p> <p>接続事業者が公平な競争を行なえるよう透明性を確保するため、NTT 東西様が主張されている平均世帯数(NTT 東日本様においては平均 50 世帯)の根拠となる光配線区画情報の開示及び見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきと考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>位置等の情報」については、接続事業者が取得された上述の情報を経時的に比較されることにより、ご確認いただくことが可能であると考えます。</p> <p>以上のとおり、当社としては、これまで、接続事業者が各種情報を確認するために必要な素材データを提供することにより、接続事業者の加入者光ファイバ利用の促進・円滑化に努めてきたところであり、今後も同様に努めていく考えですが、現在提供している情報に加え、追加的に情報等が必要であるとのことであれば、個別のご要望として協議に応じていく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、NTT 東・西においては、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があるとともに、光配線区画の見直し状況について、見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果についても追加的に情報開示していくことが望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成13年総務省告示第395号)に基づき、収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報が開示されるとともに、個別の光配線区画の状況について情報開示手続により把握することが可能となっている。NTT東西は、引き続き、接続事業者からの請求に応じ、適切に情報を開示することが必要である。</p>
--	--	--

## 6. その他

意見	再意見	考え方
意見10 平成27年度以降の接続料に激変緩和措置が講じられる場合には、接続事業者の予見可能性を担保するための情報開示が必要。	再意見10	考え方10

○ 加入光ファイバ接続料、及びドライカッパ接続料双方における影響緩和措置の詳細(措置の発動有無、算定方法、影響額等)が認可申請前に開示されなかったため、平成26年度以降の接続料水準が事業運営に与える影響を接続事業者が事前に把握出来なかった点が課題であると考えます。

上記を踏まえて、平成27年度以降の接続料については、例えば、毎年10月末に行われるメタル回線コストに係る情報開示にて、ドライカッパ接続料、及び加入光ファイバ接続料の水準、及び乖離額調整、影響緩和措置の影響額等の情報をNTT東西殿に開示いただくといった、接続事業者の予見可能性を担保するスキームの構築が必要と考えます。

(イー・アクセス)

○ 今回のように加入者光ファイバの接続料を将来原価方式で算定する場合には、直近の実績等を踏まえて需要及びコスト等を認可申請直前まで検討しており、加入者光ファイバの接続料水準や、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき実施した加入者光ファイバとメタル回線との影響緩和措置に係る情報について、認可申請より以前に開示することは難しいと考えています。

メタル回線に係る実績原価や稼働回線数等については10月末に情報開示をしていますが、その時期には、次年度の接続料申請に向けて加入者光ファイバも含め多数の接続料の算定を実施しているところであり、こうした算定に係る稼働が膨大であることから、同時期に同様の情報を開示することは極めて困難です。

なお、メタル回線に係る予見性確保という観点からすれば、今後は今回申請した加入者光ファイバとメタル回線との間の影響緩和額は変えずに、それぞれで乖離額調整を実施することが適切であると考えており、加入者光ファイバの情報が無いとメタル回線に係る予見性が確保されないということにはならないと考えます。

(NTT東西)

○ 加入光ファイバ接続料については、3年間の将来原価方式で算定されていると同時に、今回も特例で乖離額調整制度の適用を求める認可申請が行われています。

本来、将来原価方式では乖離額調整制度は認められているものではありませんが、仮に今回も乖離額調整制度が特例で認められた場合、平成27年度以降の加入光ファイバ接続料が変動することになり予見性を確保することが困難になります。

○ 考え方6のとおり、平成27年度以降の接続料について追加的に激変緩和措置が講じられることは想定されないため、御懸念は当たらないものと考えられる。

	<p>したがって、平成 27 年度以降の加入光ファイバ接続料についても、ドライカッパ接続料に係る情報開示と併せて、加入光ファイバ接続料の算定に必要な情報を開示すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
意見11 平成24年度及び平成25年度に実施された施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法の見直しについて、見直し前後の配賦基準や配賦基準ごとの影響額を開示すべき。	再意見11	考え方11
<p>○ メタル検討会報告書を受け、平成24年度および平成25年度に施設保全費の配賦基準が見直されており(平成24年度:電柱等・土木設備、平成25年度:ケーブル保守に係る費用)、今回申請された平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の設備コストにおいても、当該見直し内容が反映されております。</p> <p>しかしながら、これら配賦基準の見直し内容については、現状、接続事業者が開示されておらず、接続事業者側から適正性を判断することは困難です。</p> <p>本見直しについては、加入光ファイバ、及びドライカッパを利用する接続事業者双方の事業運営に大きな影響を与えることから、見直しの効果や適正性を把握可能とすると共に、将来的な環境変化に伴い再度配賦基準の見直しを検討する場合の判断材料とすべく、例えば、以下の情報をNTT東西殿に開示いただく必要があると考えます。</p> <p>&lt;開示を要望する情報&gt;</p> <p>①見直し前後の配賦基準(比率)</p> <p>②配賦基準毎の見直し影響額(ドライカッパ・加入光ファイバ)</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 平成24年度及び平成25年度に実施した配賦基準の見直し内容については、「メタル回線のコストの在り方について」報告書第4章に記載されており、当社はその内容に従って配賦基準の見直しを実施しています。具体的には、電柱・地中設備については、架空ケーブル長比や管路ケーブル長比等により配賦していたものを、平成24年度より契約数比による配賦に見直しています。故障修理に係る施設保全費については、故障修理件数比により配賦していたものを、平成25年度より故障修理稼働時間比による配賦に見直しています。工事の設計・施工に係る施設保全費については、総芯線長比により配賦していたものを、平成25年度からは稼働調査により費用の内訳を設計業務に係るものと施工業務に係るものに区分した上で、設計業務についてはケーブル長比、施工業務は総芯線長比による配賦に見直しています。</p> <p>ご指摘の見直し前後の配賦比率については、電柱・地中設備については下表の通りですが、故障修理及び工事の設計・施工に係るものの配賦基準については、入札等に影響する経営情報であるため、公表は差し控えさせていただきたいと考えています。また、配賦基準毎の見直し影響額についても同様の理由により公表は差し控えさせていただきたいと考えていますが、加入者光ファイバ及びドライカッパの原価への影響は下表の通りです。</p>	<p>○ NTT東西が実施した配賦方法の見直し前後の配賦基準については、NTT東西からの再意見の中で、経営情報に当たらない範囲で開示されている。また、配賦方法の見直しによる接続料への影響額の総額についても、申請概要及びNTT東西の再意見のとおり明らかとなっている。一方、配賦方法の見直し前後の配賦基準の一部や配賦基準ごとの影響額については、NTT東西から開示されていないものの、本件申請の審査の過程において総務省で確認されている。</p>

なお、上記の情報については、今回申請した接続料の妥当性を検証可能とするため、総務省には提供を行っているところであり、総務省及び審議会において適正性の検証は可能であるものと考えています。

＜電柱・地中設備に係る配賦見直し前と配賦見直し後の配賦比率＞

(単位:%)

	年度	見直し前※		見直し後	
		メタル	光ファイバ	メタル	光ファイバ
電柱等	H24実績	78.3	21.7	63.3	36.7
地中設備		69.8	30.2		

※見直し前の数値は試算値

＜加入者光ファイバ及びドライカップに係る配賦見直し前と配賦見直し後の原価＞

(単位:百万円)

	年度	見直し前※	見直し後	増減
光ファイバ	H24実績	118,170	132,130	13,960
	H25見込	117,872	139,077	21,205
ドライカップ	H24実績	248,675	234,491	▲14,184

※見直し前の数値は試算値

(NTT東日本)

○ 平成24年度及び平成25年度に実施した配賦基準の見直し内容については、「メタル回線のコストの在り方について」報告書第4章に記載されており、当社はその内容に従って配賦基準の見直しを実施しています。具体的には、電柱・地中設備については、架空ケーブル長比や管路ケーブル長比等により配賦していたものを、平成24年度より契約数比による配賦に見直しています。故障修理に係る施設保全費については、故障修理件数比により配賦していたものを、平成25年度より故障修理稼働時間比による配賦に見直してい

ます。工事の設計・施工に係る施設保全費については、総芯線長比により配賦していたものを、平成25年度からは稼働調査により費用の内訳を設計業務に係るものと施工業務に係るものに区分した上で、設計業務についてはケーブル長比、施工業務は総芯線長による配賦に見直しています。

ご指摘の見直し前後の配賦比率については、電柱・地中設備については下表の通りですが、故障修理及び工事の設計・施工に係るものの配賦基準については、入札等に影響する経営情報であるため、公表は差し控えさせて頂きたいと考えています。また、配賦基準毎の見直し影響額についても同様の理由により公表は差し控えさせて頂きたいと考えていますが、加入者光ファイバ及びドライカッパの原価への影響は下表の通りです。

なお、上記の情報については、今回申請した接続料の妥当性を検証可能とするため、総務省には提供を行っているところであり、総務省及び審議会において適正性の検証は可能であるものと考えています。

<電柱・地中設備に係る配賦見直し前と配賦見直し後の配賦比率>

(単位:%)

	年度	見直し前※		見直し後	
		メタル	光ファイバ	メタル	光ファイバ
電柱等	H24実績	82.2	17.8	69.3	30.7
地中設備		69.3	30.7		

※見直し前の数値は試算値

	<p>&lt;加入者光ファイバ及びドライカッパに係る配賦見直し前と配賦見直し後の原価&gt;</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="813 248 1420 424"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>見直し前※</th> <th>見直し後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">光ファイバ</td> <td>H24実績</td> <td>106,836</td> <td>117,923</td> <td>11,087</td> </tr> <tr> <td>H25見込</td> <td>107,358</td> <td>124,792</td> <td>17,434</td> </tr> <tr> <td>ドライカッパ</td> <td>H24実績</td> <td>258,984</td> <td>246,805</td> <td>▲12,179</td> </tr> </tbody> </table> <p>※見直し前の数値は試算値 (NTT西日本)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社殿の意見に賛同します。 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿におかれましては、接続料の透明性、予見性向上の観点から、接続事業者の要望に応じ、可能な範囲で情報開示に応じて頂きたいと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		年度	見直し前※	見直し後	増減	光ファイバ	H24実績	106,836	117,923	11,087	H25見込	107,358	124,792	17,434	ドライカッパ	H24実績	258,984	246,805	▲12,179	
	年度	見直し前※	見直し後	増減																	
光ファイバ	H24実績	106,836	117,923	11,087																	
	H25見込	107,358	124,792	17,434																	
ドライカッパ	H24実績	258,984	246,805	▲12,179																	
<p>意見12 光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算額、工事費といった光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必要。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>																			
<p>○ シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。</p> <p>今回、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額ともに、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで低廉化が図られているかどうかといった観点から考えることが重要です。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、</p>	<p>○ 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間及び光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、適正であるものと考えています。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを見直すような技術・環境の変化等が無いことから、現行の平均的な使用期間は</p>	<p>○ 光屋内配線を利用する場合の加算額等は実績原価方式により算定されているところ、本意見に対する考え方は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等)における考え方6のとおり。</p>																			

<p>光ファイバに係る各種接続料についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間の見直し等により、更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ FTTH サービスを行う上では、加入者光ファイバの接続料金に加え光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算費用及び工事費用等の各種費用が必要になります。特に、利用を停止する光信号分岐端末回線については、設備維持費用または撤去費用及び設備未償却残高等について接続事業者が負担しています。</p> <p>上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等に合わせた定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>適切なものと考えています。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、調整額の影響とはいえ、接続料が上昇しています。</p> <p>シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担する必要があります。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料についても、更なる低廉化を図ることが必要であり、これによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>具体的には、先の意見書で述べたとおり、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間について、技術の進展や直近の工事实態を反映するために再計測を実施し、作業時間等の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>また、新しい技術開発が行われた場合には、速やかに再計測を実施し、接続料算定に用いる作業時間に反映するとともに、新しい技術開発がない場合においても、定期的に再計測を実施し、工事实態を確認、反映できる形にすることで、NTT東・西及び接続事業者双方において、見直しの実施に係る予見性が確保されることから、例えば、3年毎に再計測を実施する等、予め実施期間を定めて定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
--	--	--

	<p>○ 光屋内配線の平均的な使用年数(10年)については、平成22年度に当該接続料が初めて設定されてから一度も見直しがなされておりましたが、光コンセント化され壁内に光ファイバが收容されるケースが増加することにより、全体の故障率も低減化されていると考えられ、平均的な利用期間も伸びていることが想定されます。そのため、光屋内配線の平均的な使用年数についても見直すべきであり、具体的には、分岐端末回線から屋内配線まで1本の光ファイバを利用している引き通し形態が主流であることを踏まえると、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線(15年)に合わせるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 耐用年数等の見直しにより、接続料の更なる低廉化を図るべきという各社殿の意見に賛同します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見13 スタックテストでは、光ファイバの設備コストを根拠とした接続料と利用者料金との関係について検証されるべきであるため、激変緩和措置前の接続料を用いるべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」に基づき、接続料水準の妥当性について検証されていますが、本ガイドラインでは、「一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定されることにかんがみ、接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料の認可時等に、接続料と利用者料金の関係についての検証(スタックテスト)を行うことが適当」とされています。このことから、スタックテストを行うにあたっては、光ファイバの設備コストを根拠とした接続料と利</p>	<p>○ スタックテストは、実際に適用される接続料の水準が不当でないことを確認するための制度であることから、配賦見直し影響緩和措置後の適用接続料で実施することが適切であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ スタックテストは、接続料水準が第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること(接続料規則第14条第4項)を確認するために実施するものであり、申請された接続料(認可後に適用される接続料)と利用者料金とを比較等するものであるから、本件申請に関してスタックテストの中で検証されるべき接続料は、激変緩和措置前のものではなく、激変緩和措置後のものである。</p>

<p>用者料金との関係について検証されるべきであり、 激変緩和措置後の接続料でなく、激変緩和措置前 の接続料(光ファイバのコストをメタル回線に付け替 える前の接続料)を用いるべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>		
---	--	--

